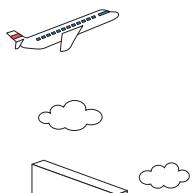


工業標準化法は 産業標準化法に 変わります!



どんな
ビジネスが
生まれるのか?

何がどう
変わら
るのか?



詳しくは

JIS法改正 産業標準化法

検索



JIS法改正 & 新市場創造型標準化セミナー

日時 ◎平成31年2月27日(水) 13:30~16:40 受付開始
12:45

会場 ◎TKPガーデンシティPREMIUM 田町 ホール4B・4C [東京都港区芝浦3-1-21
田町ステーションタワーS 4階]

プログラム

主催 ◎経済産業省・一般財団法人日本規格協会

13:30~14:00	JIS法の抜本的改正について	経済産業省 産業技術環境局 国際標準課長 黒田 浩司
14:00~14:50	サービス分野の国際標準化動向	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人間拡張研究センター長 持丸 正明氏
14:50~15:05	休 憩	
15:05~15:40	新市場創造型標準化制度及び 戦略的活用事例の紹介	一般財団法人 日本規格協会 常務執行役員 内田 富雄
15:40~16:00	中堅・中小企業等向け知財支援について	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 部長代理(営業秘密管理担当) 岩田 淳氏
16:00~16:40	標準化に取り組む企業の事例紹介	ダイキン工業株式会社 テクノロジー・イノベーションセンター 高橋 隆氏

上記プログラム終了後、新市場創造型標準化に関する個別相談会

定員 ◎400名(申込み順) 申込締切 ◎平成31年2月22日(金)

※定員になり次第、締め切ります。

参加お申し込みは右記Webサイトより <https://www.jsa.or.jp/jsa/JISho>



[お問合せ先] 一般財団法人日本規格協会 新市場創造型標準化支援チーム
(メールアドレス: stad@jsa.or.jp, TEL: 03-4231-8540, FAX: 03-4231-8662)



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

工業標準化法の改正

工業標準化法は、鉱工業品の品質の改善、生産・流通・使用又は消費の合理化などのため、日本工業規格(JIS)の制定とJISマーク表示制度を定めた法律です。

今回、法律が改正され、①JISの対象拡大と名称変更、②JISの制定・改正の迅速化、③罰則の強化、④国際標準化の促進に関する規定の追加が行われます。

1 JISの対象へのデータ、サービス、経営管理等の追加

【施行日】2019年7月1日

※対象拡大分野の標準化手続きは2018年11月29日から可能になる

【経過措置】旧JIS法に基づくJISは次の改正までの間新法に基づくものとみなす

旧JIS法に基づくJISマーク認証等は新法に基づくものとみなす

英語名称(Japanese Industrial Standards)は継続



○国際標準の範囲に合わせ、標準化の対象にデータ、サービス、経営管理等を追加する。

○『日本工業規格(JIS)』を『日本産業規格(JIS)』に、法律名を『産業標準化法』に改める。

<想定例>

スマート工場向けのビッグデータの仕様
小口保冷配達サービスの内容



2 JISの制定・改正の迅速化

【施行日】2019年7月1日

※認定機関の申請と認定は2018年11月29日から可能になる

○JISの制定・改正の迅速化のため、専門知識等を有する民間機関を認定し、その機関が作成したJIS案について、審議会(JISC)の審議を経ずに大臣が制定するスキームを追加する。

3 罰則の強化

【施行日】2019年7月1日

○JISマークを用いた企業間取引の信頼性確保のため、認証を受けずにJISマークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を1億円に引き上げる。

4 国際標準化の促進

【施行日】2019年7月1日

○法目的に国際標準化の促進を追加するとともに、産業標準化及び国際標準化に関する、国、国研・大学及び事業者の努力義務規定を設ける。

新市場創造型 標準化制度

「新市場創造型標準化制度」は、業界団体による原案作成を経ずに、迅速な規格原案の作成を可能とする制度です。採択された案件は規格原案の作成支援(国際標準提案の場合は旅費支援等)を受けることができます。